

※ 保存期間30年(令和35年3月31日まで)
徳島県警察少年サポートセンター運営要領の改正について（通達甲）

令和4年6月14日 徳少第272号
最終改正 令和5年8月23日 徳少第212号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

県警察における少年サポートセンターについては、少年警察部門における専門性を有する機関として、徳島県警察少年サポートセンター運営要領の改正について(令和3年3月26日 徳少第5042号。以下「旧通達」という。)に基づき、運用しているところであるが、少年法の改正等に伴う関係規程の見直しに伴い、徳島県警察少年サポートセンター運営要領を改正し、別添のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

徳島県警察少年サポートセンター運営要領

第1 趣旨

この要領は、少年警察活動推進上の留意事項について(令和5年8月23日徳少第212号。以下「留意事項通達」という。)第1の1の(2)の規定に基づき、少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 名称

サポートセンターを対外的に表示する必要がある場合における名称は、徳島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課少年サポートセンター又は徳島県警察少年サポートセンターとする。

第3 サポート活動

サポートセンターは、少年警察活動のうち、留意事項通達に定めるもののほか、次に掲げる活動(以下「サポート活動」という。)を行うものとする。

- 1 少年補導に関すること。
- 2 少年問題の調査研究に関すること。
- 3 関係機関・団体等との連絡に関すること。
- 4 少年非行防止の広報・啓発に関すること。
- 5 その他特に命じられた事項に関すること。

第4 勤務員の配置

サポート活動を効果的に実施するため、サポートセンターに少年補導職員等(少年補導職員等勤務規程(平成9年徳島県警察本部訓令第16号)第2条に規定する少年補導職員等をいう。以下同じ。)並びにサポート活動に関し知識及び技能を有する警察官(以下「勤務員」と総称する。)を配置する。

第5 方面少年サポートセンターの設置

- 1 サポートセンターに、署を単位として県内を3方面に区分した方面ごとに方面少年サポートセンターを置く。
- 2 方面少年サポートセンターは、サポート活動を行う勤務員の指導及び業務の管理(以下「サポート活動の管理」という。)を方面ごとにきめ細かく行うことにより、サポート活動を合理的、効率的に推進することを任務とする。
- 3 方面少年サポートセンターの名称及び構成については、次のとおりとする。
 - (1) 東部少年サポートセンター 徳島中央署、徳島名西署、徳島板野署及び鳴門署
 - (2) 南部少年サポートセンター 小松島署、阿南署及び牟岐署
 - (3) 西部少年サポートセンター 阿波吉野川署、美馬署及び三好署
- 4 方面少年サポートセンターにサポート活動の管理を行う運用責任者を置き、徳島中央署、阿南署又は美馬署の少年サポートセンター副所長又は少

年サポートセンター所長補佐をもって充てる。

- 5 少年サポートセンター所長(以下「所長」という。)は、方面少年サポートセンターを管理し、サポート活動に係る事務を総括する。

第6 運用計画

- 1 運用責任者は、毎月25日までに翌月の運用計画を少年サポートセンター月間運用計画(別記様式第1号)により、所長を通じて少年女性安全対策課長に報告するものとする。
- 2 少年女性安全対策課長は、これを取りまとめ署長に通知するものとする。

第7 少年事件等の引継ぎ

勤務員は、その勤務において次のいずれかに該当する状況が生じたときは、署長及び所長に報告し、その指示を受けて所要の措置を講ずるものとする。この場合において、必要に応じて、所属長を通じて当該事案の発生地を管轄する署長に連絡し、関係書類を引き継ぐものとする。

- 1 犯罪少年を発見し、又は犯罪少年に関する情報を得た場合
- 2 福祉犯被害者を発見し、若しくは保護し、又は福祉犯に関する情報を得た場合
- 3 1及び2に掲げる場合のほか、各種法令に違反する行為を現認し、又はその被害者、参考人等関係者に関する情報を得た場合
- 4 被害少年、要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見し、又は保護した場合
- 5 有害環境を現認し、又は有害環境に関する情報を入手した場合
- 6 その他署で処理することが適当と認められる事案に係る情報を得た場合

第8 応援要請等

- 1 署長は、サポート活動を推進するため、勤務員の派遣を受ける必要があると認めるときは、少年サポートセンター勤務員派遣要請書(別記様式第2号。以下「要請書」という。)により、少年女性安全対策課長に派遣を要請することができる。
- 2 急を要する場合は、1の規定にかかわらず、電話その他の方法により要請することができる。この場合において、電話による要請後、速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 少年女性安全対策課長は、1の派遣要請その他の理由によりサポート活動を推進する上で必要があると認めたときは、関係所属長と協議し、勤務員を署に派遣することができる。

第9 教養訓練

少年女性安全対策課長は、サポート活動に必要な知識、技能の向上を図るため、必要に応じて勤務員に対する教養訓練を実施するものとする。

第10 活動報告

運用責任者は、当月分のサポート活動について、サポート活動実施報告書(別記様式第3号)により、翌月5日までに所長を通じて少年女性安全対策課長へ報告するものとする。

附 則

附 則（令和5年8月23日 徳少 第212号）

※別記様式等省略